

会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県青少年問題協議会事務局（熊本県環境生活部交通安全・青少年課青少年班）

（電話 096-383-1111 内線 7409）

熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会公告第1号

第2回熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年8月23日

熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会
委員長 米 沢 和 彦

1 開催日時

平成16年8月30日（月）

午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」

3 議題

(1) 犯罪増加の背景及び原因等について

(2) 今後取り組むべき方向性について

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会事務局（熊本県環境生活部交通安全・青少年課）

（電話 096-383-1111 内線 7406、7407）

